

継続手続き必要書類

こちらは、現在保育所等を利用しており、令和8年4月1日以降も継続して利用される場合に提出していただくものです。

新規に申込みをされる方は、裏面の新規入園手続き必要書類をご覧ください。すでに兄弟が入園している場合で、下の子どもを新規で申込む場合はこちらの面で構いません。

○2号、3号認定（保育認定）の場合

保育園、認定こども園の保育部を利用される方

① 支給認定申請書

※入園児童ごとに必要です。

※個人番号欄は記載しないでください。

② 認定事由証明書類

・就労証明書、家庭状況証明書

※家庭状況証明書は、場合に応じて添付書類が必要な場合があります。

（家庭状況証明書の裏面をご確認ください）

③ 調査書

国基準の保育料及び副食費の算定に使用します。

○1号認定（教育認定）の場合

幼稚園、認定こども園の教育部を利用される方

① 支給認定申請書

※入園児童ごとに必要です。

【提出先】

◎保育園を希望される方

→町民福祉課窓口へ提出

◎幼稚園、認定こども園をご希望の方

→施設へ提出